

告 示

埼玉県告示第二百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール上尾

埼玉県上尾市愛宕三丁目千八百八番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(1) 渋滞緩和

畑医院の現在T字路が工事により交差点に変更されますが、イオンモールから出てくる車両によって、踏切側から右折しようとするが、直進車、左折車が優先の為、現状の信号機では、ほぼ右折する事は出来ない為、バリエープラザから出る事も出来ない。実際に、先日イオンモールの工事車両が十時過ぎに帰って行くことがあったが、まさしく上記の状況になっていました。つきましては、畑医院の交差点の信号機を時差式に変更していただきました。お願いいたします。

(2) 事故防止

(一) 東武バスの上下尾停留所がオーバブリッジの下の方へ移動されるようになってきているが、バリエープラザへの中仙道から左折で入ろうとする車から、歩道の人や特に自転車の人が見にくくなり、事故を起こす可能性が高いので、バス停の移動は止めて戴きたい。実際、今回の工事期間に一度オーバブリッジの下に移動したことがあり、お客様からバリエープラザの管理室へ数回クレームの電話があり、すぐに東武バスに連絡して、現在の位置に戻してもらった経緯があります。いくら、バス専用路線を作るからと言っても、バリエープラザへの入口に近過ぎるので、絶対にバス停の移動は止めていただきたい。

(二) イオンモール建物の反対側に設置しているオーバブリッジのカーブのあたりがバリエープラザの敷地に近く、最近の高齢ドライバーの運転ミスによる事故多発を考慮すると車が下がって来るときなど突っ込んでくることも考えられるので、コンクリートブロックの設置をお願いしたい。(特に、

フードコートで使用しているガスの小型タンクがあるので重大な事故になる恐れがある為。)

(三) オーバーブリッジの有る駐車場の出入口箇所へのパトランプ設置とイオンモールの出入口箇所に交通誘導員を常時配置するように要望します。

(3) 独立広告塔の視認性の保護

オーバーブリッジが設置されたことにより、バリュープラザ上尾愛宕店の独立広告塔の視認性が悪くなってしまった為、オーバーブリッジにバリュープラザのサインの設置をお願いしたく要望します。

二 縦覧期間

令和二年三月二十七日から令和二年四月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター